

●香川県告示第514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年11月28日から同年12月19日まで一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺綾歌線（22号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市飯山町下法軍寺字名1130番 2地先から	前	8.5～9.8	299	道路改築事業に伴 う現道拡幅
丸亀市飯山町下法軍寺字島田780 番地先まで	後	10.7～18.2	299	